

(強度な資源管理)

2 資源管理基本方針及び沖縄県資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第32条第2項の規定に基づき知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針(令和3年2月17日)に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、沖縄県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	① 漁協仕切り書等(出入港日が記載されているもの) ② 出入港が確認できる書類(沖縄県漁業無線局発行の船舶局動静表) ③ クロマグロ漁獲実績を確認できる書類(県への漁獲実績報告) ① ②のいずれかに加え、クロマグロの漁獲があった参加者は③も提出。
(2)	① 漁協仕切り書等(1本毎の重量が記載された検量表)
(3)	① 漁協仕切り書等(出入港日が記載されているもの) ② 出入港が確認できる書類

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法(昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。)第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況を都道府県知事に報告するものとする。また、自由漁業についても、漁獲量等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)及び沖縄県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、沖縄県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について沖縄県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び沖縄県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年3月1日から令和11年2月28日まで）とする。

(議決権及び決議)

第11条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。

3 次の各号に掲げる事項かつ、該当する参加者が2名以上となる事項に関する決議は、各号に定める議決権をもって行うものとする。

一 法第126条第1項の規定に基づき沖縄県知事にあっせんすべきことを求める決議

全議決権の3分の2以上

二 法第126条第3項の規定に基づき沖縄県知事に必要な措置を求める決議

全議決権

三 本協定の対象となる水産資源の種類、または資源管理の目標に関する変更

議決権（本協定第2条第2項に定める当該水産資源を採捕する漁業を行う参加者）の過半数

四 本協定の対象となる漁業の種類、または資源管理の目標の達成のための具体的な取組に関する変更

議決権（変更する漁業が採捕する水産資源を採捕する漁業を行う参加者）の過半数

(その他)

第12 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

本協定は、令和6年12月13日から施行する。